２００４（平成１６）年１２月１０日
放送と人権等権利に関する委員会決定 第２４号

権利侵害申立てに関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会［ＢＲＣ］
委員長　飽戸　弘

申立人　　愛知県在住の女性
被申立人　　名古屋テレビ放送株式会社

Ｉ．申立てに至る経緯

苦情の対象となった放送番組
名古屋テレビ放送制作の番組（テレビ朝日系列各局で放送）
２００４年　３月　９日　１７時台『スーパーＪチャンネル』
２２時台『ニュースステーション』
３月１０日　５時台『朝いち！やじうま』
７時台『やじうまプラス』

放送内容
警察官にストーカー行為を受けたとする愛知県在住の女性が、傷害、暴行の被害届を出したというニュース。女性の、警察官に対する憤りのインタビューを含む。

この放送に対して、申立人は、「名古屋テレビ放送（以下「名古屋テレビ」または「被申立人」という）のインタビューに応じた際、顔出しの放送はしないとの約束がなされていたにもかかわらず顔出しで放送されたため、世間から興味本位で見られるなど、肖像権を侵害されたのをはじめ、プライバシーなど人権を侵された」として、放送後名古屋テレビに抗議し、謝罪を求めた。

これに対し、名古屋テレビは、「取材の際、顔出しで放送することの了承を得ており、申立人の勇気ある告発の意志を尊重して顔出し放送に踏み切ったものであり、訴えは心外」と主張した。

放送直後に、申立人からＢＲＣに対し苦情が寄せられたが、名古屋テレビが話し合いによる解決の意向を示し、断続的に話し合いが行われた。しかし、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、６月、申立人から「申立書」が提出され、その後の話し合い

も不調に終わったことから、ＢＲＣでは話し合いによる解決が困難と判断し、８月の委員会で審理入りを決定した。審理入り決定後、申立人から手直しした「申立書（改訂版）」が提出された。

Ⅱ．申立人の申立ての要旨

１．申立ての理由

ⅰ　取材上の約束違反

名古屋テレビは、警察官に対する被害届を警察に出しに行くという予告の電話が前日夜、申立人からあったと主張しているが、そのような電話はかけていない。

当日、現場でのインタビューの際に、顔出し放送はしないとの了解がなされたはずである。現場で不明瞭な説明しかせずに顔出しでの放送に踏み切ったのは明らかに不当だ。

ⅱ　被害者に対する配慮の欠如

性犯罪に関わるあるいはそれに近い事件の被害者に対する取材の際には、それがメディアで報道された場合、被害者にどのような影響があるかを推測・判断して報道すべきである。取材から３日後の放送の前に、顔出し放送について確認があっても良かったのではないか。被害者への配慮を欠いた放送だ。

ⅲ　肖像権などの人権侵害

「ストーカー行為を受けた女性」として、顔出しで放送されたため、世間から興味本位で見られた。インターネットの「２ちゃんねる」でも誹謗中傷の書き込みがなされ精神的苦痛を受けた。医師から「急性ストレス反応」と診断された。

以上の点から、本件放送番組は

(1) 肖像権、プライバシー権等の人格権の侵害
(2) 倫理性を欠いた報道
(3) 犯罪被害者に対する過剰取材

といえる。

２．放送局への要求（救済措置）

ⅰ　肖像権などの人権に関する権利侵害をした放送・取材について、これまでの経過を文書にしたうえで謝罪を求める。

ⅱ　再びこのようなことが起きないように、性犯罪に関わる被害者などのインタビュー取材の際に、顔出し放送の了解の有無を文書で残すような方針の明確化を求める。

Ⅲ．被申立人の答弁の要旨

１．申立ての理由について

ⅰ　取材者の約束違反について

被害届提出の前日夜、申立人本人から名古屋テレビに警察官のストーカー行為についての経過説明や被害届提出の予告の電話があった。これは、当直デスクのメモや上司への報告のメールの控え等が残されており証明できる。

当日、インタビュー現場で申立人に対し、顔出し放送の了解をもらっている。

ⅱ　被害者に対する配慮の欠如について

モザイク、匿名を安易に使うことは真実性を阻害するおそれがあり、原則として避けるべきであると考えている。犯罪被害者に対する報道では、人権への配慮と報道機関としての責務の両立をめざして検討している。本件の場合、報道機関に申立人自ら事案を知らせてきたという積極性に加え、警察官を訴えるという勇気ある告発であること、現場で顔出し放送について了解を得ていることなどを踏まえて、顔出し放送に踏み切った。

ⅲ　肖像権などの人権侵害

報道機関として放送後の影響を考慮するのは当然だが、インターネット上での、匿名での根拠のない無責任な書き込みをどこまで予測できるかは別問題だ。書き込みの多くが本件放送内容とは関係が無く、放送では一切触れてない事項であり、本件放送とは無関係と考える。

したがって、

(1) 肖像権、プライバシー権等の人格権の侵害について

取材に当たって顔出し放送することの確認を取っており、肖像権の侵害には当たらない。プライバシーに関しても、この事件に関わること以外は触れていない。よって、人格権を侵害しているとは思わない。

(2) 倫理性を欠いた報道について

放送内容は権力を持つものが犯した不正を告発する内容であり、倫理性を欠いたものとは思わない。

(3) 犯罪被害者に対する過剰取材について

申立人からの名古屋テレビへの接触をきっかけに取材したものであり、申立人の意思に反した取材はしていない。約束も無いのに押しかけて取材したこともない。過剰取材の指摘は当たらない。

２．放送局への要求（救済措置）について

ⅰ　肖像権、プライバシー権等の人格権を侵害しておらず、不法行為があったとは認識していない。

ⅱ　被害者などのインタビュー取材の際には、これまでも人権に特に配慮してきている。顔出し放送について申立人が主張するような文書での確認を義務付ければ、報道機関の使命である迅速かつ正確な報道に致命的な支障をきたし、報道機関の役割を果たせなくなる。

Ⅳ．委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書ならびにその補足資料を検討するとともに、被申立人から提出された本件放送の録画を視聴し、また、申立人および被申立人から意見を聴取した。

申立人は、(1)肖像権、プライバシー権等の人格権の侵害、(2)倫理性を欠いた報道による放送倫理違反、(3)犯罪被害者に対する過剰取材の三点について、権利侵害と放送倫理違反を主張し、被申立人にこれまでの経過を文書にしたうえで謝罪することを求めているので、以下、それらの点について判断する。

１．肖像権、プライバシー権等の人格権侵害の有無について

申立人は、本件放送による権利侵害の内容として肖像権、プライバシー権等人格権の侵害を申し立てているが、プライバシー権の侵害については、申立書および反論書においても具体的な主張がなされておらず、申立書等の趣旨も結局のところ肖像権の侵害の主張に収斂されると思われるので、肖像権の侵害の有無についてのみ判断することとする。

肖像権とは、一般に、本人の承諾なしにみだりに容ぼう・姿態を撮影・公表されない権利をいうと解されるが、本件放送は申立人の容ぼうを放送しているから、申立人の承諾なしに撮影・公表（放送）が行われたとしたら、肖像権の侵害となる可能性は認められる。

他方、日本民間放送連盟（民放連）の「報道指針」では、「情報の発信源は明示することが基本である」とうたっている。放送による報道のための取材活動においては、通常、映像として使用することを前提として取材・撮影がなされるわけであり、取材対象者がカメラに向かってインタビューに応じることは、特別な理由がない限り、公表（放送）についても承諾していると解したとしても、直ちに不当であるとはいえない。本件においても、撮影を承諾したことは、公表を承諾しないという特段の意思表示がない限りは、公表（放送）についても黙示の承諾があったものと解してよいと思

われる。

そして、確立した判例の考え方によれば、肖像権の侵害となる行為があった場合においても、①当事者の承諾があるか、②諸般の事情から当事者の黙示の承諾が認められるか、または、③報道・取材の自由が民主主義社会において国民の知る権利に奉仕するという重要な意義を有することから、当該取材・報道行為が公共の利害に関する事実に係り、もっぱら公益を図る目的でなされたものであり、かつ、当該取材・報道の手段・方法がその目的に照らして相当性をもつ場合には、肖像権の侵害の違法性はない、とされているところである。

本件においては、被申立人が、取材に際して肖像の「撮影、公表」について申立人の承諾を得たと主張しているのに対して、申立人は、「撮影」については承諾したが、「公表」については承諾していないと主張している。すなわち、申立人が、被害届を提出し、事情聴取を終えた後の警察署前での取材に際し、被申立人の記者から「お顔を写してカメラを回してもよろしいでしょうか」との問いがあり、それについては了承したが、「放送には顔は出ないですよね」と尋ねたところ、その場にいた全員がうなずいたので取材に応じたとしている。

これに対し、被申立人は、カメラマンが「お顔を写していいですか」と確認したところ、申立人から「いいです」と言われ、さらに念を押すため「放送でも流れますがいいですか」と聞いたところ「いいです」との答えがあり、申立人から「放送では流れないですよね」という趣旨の言葉は聞いていない、と主張している。

本委員会は、この点に関し、両者の主張を聞くほか、情報の収集に努めたが、上記の①と②については、双方の主張が対立したままであり、公表（放送）について承諾があったか否かの事実を確認することはできなかった。

しかしながら、本件放送は、現職警察官のストーカー容疑を告発する内容のものであって、公共の利害に関する事実に係り、その放送がもっぱら公益を図る目的でなされたものと認められ、当該警察官や被害者である申立人の人身攻撃を意図したものとは認められないこと、また、本件においては、後述するように、申立人の情報提供と取材依頼によって被申立人の本件取材が開始されたと考えられること、申立人がインタビューに積極的に応じていること、さらに取材・報道の手段・方法も相当性を有すると認められることなどを総合的に考慮すると、上記③により肖像権侵害の違法性がない場合に該当すると判断される。

もっとも、前記「報道指針」にも「ただし、情報の提供者を保護するなどの目的で情報源を秘匿しなければならない場合、これを貫くことは放送人の基本的倫理である」としており、放送局側として、放送で取り上げる事件の性格や事柄の内容によっては、取材対象者のプライバシー保護等の観点から、肖像の扱いに特別の配慮をすることが望ましい場合もある。

本件放送についても、現職警察官によるストーカー疑惑が報道対象であり、そのための取材対象が被害者であったことから、放送に当たっては申立人の肖像権保護の観点から再度承諾の確認を取るなどの配慮がなされるのが望ましかったケースであるとはいえるが、本件における前記の諸事情に鑑みると、取材の段階で撮影と公表について承諾を得たと考えた被申立人が放送に際して再度確認をしなかったことをもって、肖像権の違法な侵害を構成するとまではいえないと判断する。

２．倫理性を欠いた報道による放送倫理違反の有無について

民放連とＮＨＫが定めた「放送倫理基本綱領」は、基本的人権の尊重をうたい、また、品位ある表現を心掛けるよう努めるとしている。民放連の「放送基準」も、「個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない」（第３条）ことを明記している。さらに、前記「報道指針」でも、すでに見たように、「情報の発信源は明示することが基本である」としつつも、「ただし、情報の提供者を保護するなどの目的で情報源を秘匿しなければならない場合、これを貫くことは放送人の基本的倫理である」とし、「取材対象者に対し、常に誠実な姿勢を保つ。取材・報道にあたって人を欺く手法や不公正な手法は用いない」としている。

これらの諸規定に照らしてみるに、本件放送においては、情報の発信源の明示（顔出しでの放送）が原因で、申立人がさまざまなトラブルに巻き込まれる結果になったことは事実である。このような被害を避けるために、顔を隠したりモザイクによる処理を施したりすることは、可能な方法の一つであったと考えられる。匿名やモザイクによる映像処理については、すでに本委員会の決定においても、「真実性を阻害するおそれがあり、原則として避けるべきである」としているが、同時に「関係者の名誉・プライバシー等を著しく侵害するおそれがある場合などでは、必要な方法の一つである」とされている（ＢＲＣ決定 第１６号）。

本件では、被申立人は、取材段階で撮影と公表（放送）について承諾を得たものと考え、積極的にインタビューに応じた勇気ある被害者として原則どおりに放送したものである。しかも、本件放送において、品位を損なう表現が使用されたわけでもなく、人を欺く手法や不公正な手法が用いられたわけでもない。

これらの事情を勘案すると、本件での取材・放送が放送倫理に違反するとまではいえないと判断する。しかしながら、本件においては、申立人が好奇の対象となりやすい犯罪の被害者であり、かつ、放送には不慣れな一般人で、しかも冷静な判断を期待しにくいような状況にあったこと、さらに取材がなされてから放送されるまでに３日間の時間があったことなどを考慮すると、放送に当たっては肖像の使用につき再度の確認を取るなどの慎重な配慮が望ましかったといえる。

３．犯罪被害者に対する過剰取材との主張について

大事件や大事故が発生した時などに、多数の取材陣が当事者や関係者に集中し、取材対象者のプライバシーや一般市民の平穏な生活が侵されるという批判が高まった結果、民放連においても「集団的過熱取材問題への対応について」という見解を表明していることは周知のところであるが、本件においても、申立人から、放送に至る過程で、警察官のストーカー的行為による心労と亡父の法要のため多忙な最中に、執拗な取材要請を受けるなど、犯罪被害者に対する過剰取材があったと主張されている。

これに対して、被申立人は、本件「警察官ストーカー被害者報道」のきっかけは申立人からの電話による情報提供と取材要請にあったと主張している。被申立人の答弁書および再答弁書ならびに提出資料によれば、３月５日の夜遅くに申立人の名を名乗る女性から電話による接触があり、事件の概要を伝えられるとともに、翌３月６日に警察署に被害届を提出する旨の告知がなされ、その際に、申立人の住所・氏名・家族構成、携帯電話の番号なども聞いたうえで、翌６日の正午頃、携帯電話に連絡をとり、インタビュー取材の許可を取り付け、当日の取材・撮影に臨んだ、というのである。

他方、申立人は、自ら電話した事実はなく、これらの事実を申立人自身が話したとは思えない、と主張している。

この点については、双方から提出された書類および資料等を精査した結果や申立人からの情報提供がない限り被申立人において知り得ない事柄であること等に照らすと、本委員会としては、３月５日の夜遅くに申立人本人から被申立人の放送局に情報提供と取材要請の電話がなされ、携帯電話番号が告げられたものと判断する。そして、インタビュー取材の当日である３月６日の正午頃、打ち合わせのため被申立人の記者から申立人の携帯電話に連絡がなされ、また、３月９日に追加取材のため再度連絡がなされた事実は認められるが、それ以降さらに申立人に対して執拗に取材が続けられた事実は認められない。

これらの事情を踏まえると、本件取材行為が過剰取材であったとはいえないと判断する。

４．本件放送により被ったと主張される二次被害について

なお、申立人は、本件放送がきっかけとなってインターネット「２ちゃんねる」上で悪質な誹謗中傷がなされ、精神的苦痛を受けたと主張している。

テレビ放送による報道の場合、新聞記事等による報道の場合と異なり、視聴者に強いインパクトを与えることが指摘されており、新聞記事等による報道の場合に比べて、テレビ局には報道に際してより高度の注意義務が課せられているとの見方もある。そのような観点からするならば、テレビ放送による報道に際しては、その報道がもたらす二次的影響まで勘案し、より慎重な配慮がなされるべきであるということになろう。

被申立人の側も、その点については配慮が足りなかったかもしれないことを率直に認めている。

放送を見た第三者によるインターネット・サイトへの書き込みによる名誉毀損・プライバシー侵害などの被害の発生は、たしかにそれ自体が深刻な問題であり、今後放送に際して検討されるべき課題として残されているといわなければならない。しかしながら、被申立人も主張するように、匿名で飛び交う無責任な発言を事前に予測することは著しく困難なことも事実であり、また、それらの書き込みの多くが放送の趣旨・内容とはおよそ関係がなく、放送では触れられていない事柄にまで言及されていることを考えると、第三者によるインターネット・サイトへの書き込みにより仮に名誉権・プライバシー権等の人格権への侵害が生ずる場合があるとしても、それは放送による権利侵害とは別の問題であり、そこまで放送に法的および倫理的責任を問うことはできないものと判断する。

５．結論と措置

以上のとおり、申立人からの(1)肖像権、プライバシー権等の人格権の侵害、(3)犯罪被害者に対する過剰取材との主張については、いずれも理由がないものと判断する。

(2)の放送倫理違反の主張についても、放送倫理に違反するとまではいえないものと判断する。しかし、本件においては、申立人が好奇の対象となりやすい犯罪の被害者であり、かつ、放送には不慣れな一般人で、しかも冷静な判断を期待しにくいような状況にあったこと、さらに取材がなされてから放送されるまでに３日間の時間があったことなどを考慮すると、放送に当たって肖像の使用につき再度の確認を取るなどの配慮が望ましかったのではないかと考える。

Ｖ．審理経過

審理経過は以下の通りである。

年　月　日	審　　理　　内　　容
２００４年３月１１日	申立人が電話で苦情申立て
３月１２日	名古屋テレビに苦情連絡票を送付し、対応を要請
３月１６日	委員会、仲介・斡旋に入る
６月２２日	申立人から「申立書」を受理
７月　７日	被申立人から経緯説明書とＶＴＲが提出される
７月２０日	委員会、ＶＴＲ視聴。被申立人に話し合い継続の意向があることから、双方に協議継続を要請
８月１６日	申立人から話し合い進展無理の意向示される
８月１７日	委員会、審理入り決める
８月２４日	申立人から「申立書（改訂版）」届く
９月　２日	被申立人からの「答弁書」を受理
９月１０日	申立人からの「反論書」を受理
９月１７日	被申立人からの「再答弁書」を受理
９月２１日	委員会審理、次回委員会でのヒアリングを決定。起草委員選任
９月２９日	被申立人からの「再答弁書の補足資料」を受理
１０月　１日	起草委員会
１０月１９日	委員会、ヒアリングと審理
１１月１６日	委員会、「委員会決定（案）」を了承
１２月１０日	「委員会決定」の通知・公表